

別表(3)

有害物質に関する基準

有 害 物 質 の 種 類	許 容 値
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/ℓ
シアン化合物	シアン 1 mg/ℓ
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/ℓ
鉛およびその化合物	鉛 0.1 mg/ℓ
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/ℓ
ヒ素およびその化合物	ヒ素 0.1 mg/ℓ
水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニール(PCB)	0.003 mg/ℓ
チウラム	0.06 mg/ℓ
シマジン	0.03 mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
セレンおよびその化合物	0.1 mg/ℓ
ホウ素及びその化合物	10 mg/ℓ
フッ素およびその化合物	8 mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4＋亜硝酸窒素及び硝酸窒素の合計量が100mg/ℓ

(注1) 試験方法は、排水基準を定める省令及び環境大臣が定める検定方法によること。

(注2) 溶液濃度は、飽和溶液(20℃における飽和濃度26.4%)とする。